

# 坂井市行政改革 の取り組み状況

平成19～22年度の実績

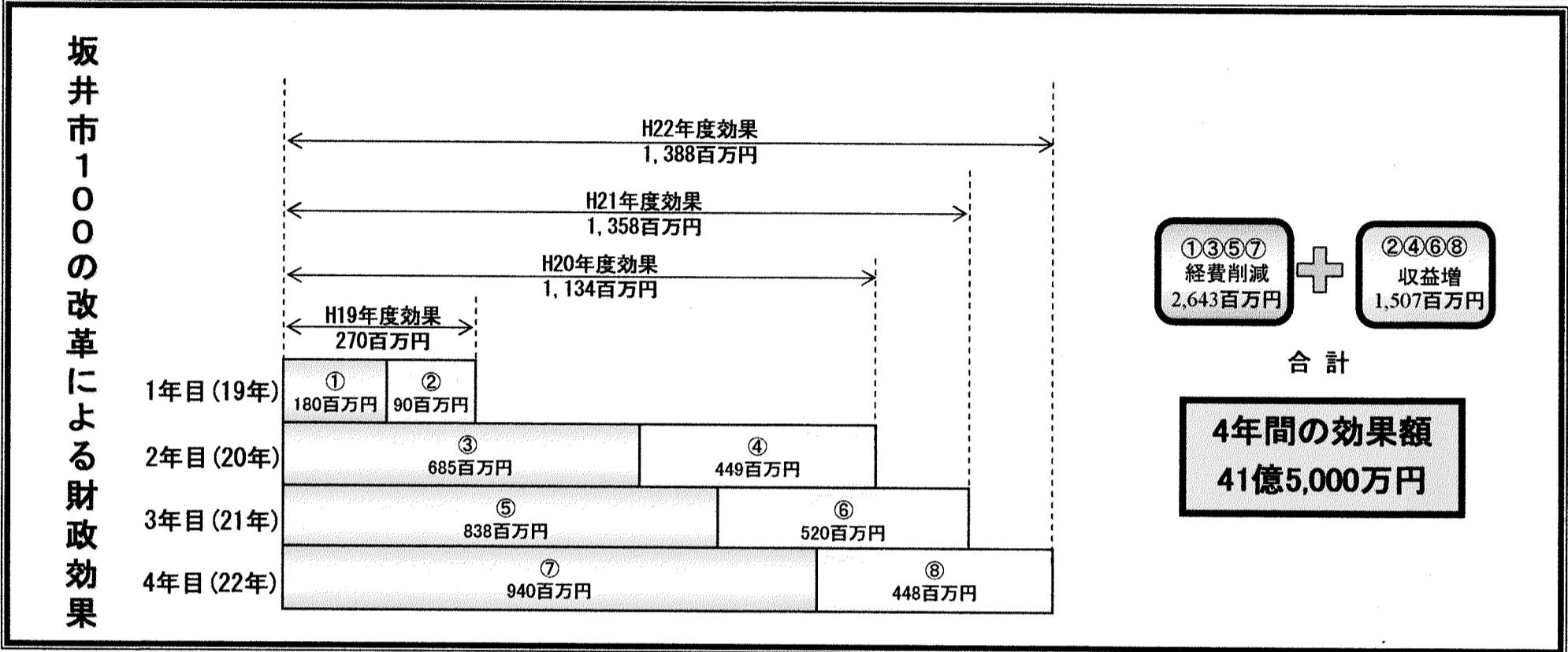
# 坂井市100の改革 取り組み状況

実施期間：平成19年10月～23年3月31日

平成19年度から取り組んできた、坂井市100の改革(行政改革実施計画)は4年が経過し、この間、健全な財政構造への転換、市民満足度の高いまちづくりを推進するため、事務事業の見直しや職員数の適正化、民営化の推進など着実な改革の実現を目指してきました。その結果、平成22年度末において62項目を達成し、その財政効果は4年間で約41億5千万円得られました。(行革実施期間最終となる平成23年度末の財政効果見込み額は約56億3千4百万円)

しかしながら、人口減少社会の到来、長引く景気低迷による税収の伸び悩み、少子高齢化の進行、市民ニーズの多様化・高度化などにより、依然として厳しい行財政運営が続いています。

この厳しい状況を乗り越えるため引き続き市では、行政の生産性を高める改革に取り組むとともに財政の健全化を目指し、行政改革実施期間である平成23年度末の目標達成に向け着実に改革実行していきます。あわせて、市民と行政の協働によりより一層の信頼関係を深めながら行財政運営に取り組んでいきます。



# 基本項目別 進捗状況

基本項目	重点項目	達成/項目	達成率	目標達成された取り組み 制度が構築・定着された取り組み		目標達成された取り組み 制度が構築・定着された取り組み	
				取り組み名称	年度	取り組み名称	年度
行政の担うべき 役割の明確化	事務事業の見直し	14/25	56.0%	市が関与する必要性などを判断する基準を策定	20	投票区の見直し	22
	民間活力の導入	7/11	63.6%	長期継続契約の活用	20	公共下水道事業の処理ルート見直し	22
	行政評価の実施	1/1	100.0%	土曜保育の効率化	20	各種届出・申請の電子化の推進	22
市民との協働	市民協働・参画の推進	6/12	50.0%	公民館を地域行政の拠点として活用	20	指定管理者制度の推進	22
	透明性の確保	4/6	66.7%	福祉バスの運行の見直し	20	自主防災組織化の推進および育成・支援	22
人材育成と定員 管理の適正化	職員の意識改革の推進	3/5	60.0%	通学支援対策の統一化	20	自主防犯活動の推進	22
	人材育成と職場の活性化	2/2	100.0%	公共工事における入札の透明性の向上	20	安心安全情報ネットワークシステムの活用	22
	職員数の適正化	6/8	75.0%	保育所給食の提供方式の見直し	20	地域協議会との連携強化	22
効率的な 組織運営	簡素で効率的な 組織体制の確立	7/10	70.0%	園児バス運行の民間委託の推進	20	職員の地域社会等への積極的な参加(再掲含)	22
				水道開閉栓業務にかかる民間委託の推進	20	インターネット広聴	22
持続可能な 財政運営	財政運営の健全化	12/20	60.0%	事務事業評価の導入	20	臨時職員の見直し	22
				まちづくり協議会の設置促進	20	早期退職制度の充実	22
合 計		62/100	62.0%	パブリックコメント制度の導入	20	本庁と総合支所の事務分担の適正化	22
				枠配分予算編成の導入	20	事務内容の再検討と適正な人員配置	22
				財政健全化計画の策定	20	災害時の危機管理体制の確立	22
				市の媒体への企業広告掲載	20	本庁・総合支所の段階的な組織の見直し	22
				公用車の効率的な管理	20	苦情・相談窓口の充実	22
				本庁総合支所等入札の一本化	20	市有地・施設の貸与・売却	22
				企業会計の財政健全化計画の策定	20	不用品の有効活用	22
				事務事業マニュアルの整備	21	施設管理にかかる業務委託の見直し	22
				市長への手紙の実施	21	監査の強化	22
				市長と語る会の実施	21	方針転換された取り組み	
				職員提案制度の実施	21	取り組み名称	年度
				自主グループによる職員研修の実施	21	文化財保護等の文化行政事務の充実	20
				政策形成能力の開発	21	PFIの導入	20
				専門職員の養成	21	公共施設及び設備の質の平準化	21
				弾力的な人事配置	21	行政チャンネル番組制作にボランティアを活用する	21
				各種手当等の見直し	21	納税課と公共金取扱い課との連携	21
				部局横断的な組織の連携	21	地域包括支援センターの一元化	21
				横断的プロジェクトによる行政課題の調査研究	21	財団法人文化振興事業団の合併の推進	22
				新地方公会計制度の導入	21		
				企業誘致による税収の確保	21		
				地籍調査事業の実施による公平課税と増収	21		

※ 達成項目には方針転換された取り組みを含む

坂井市100の改革 体系表

基本項目	重点項目	推進方策	取り組み内容	
行政の担うべき役割の明確化	事務事業の見直し	事務事業の再編・整理、廃止・統合	市が関与する必要性などを判断する基準を策定	1
			補助金等の合理化	2
			長期継続契約の活用(一年契約が基本であったリースや定型業務委託について、費用低減のため認められた長期継続契約制度を活用する。)	3
			保育所、幼稚園の一元化	4
			病気、病後の幼児保育をする制度を整備	5
			土曜保育の効率化(保育幼児が少ない土曜日の保育は、指定保育所で対応する。)	6
			投票区の見直し(選挙の投票区を公民館または小学校区単位で見直す。)	7
			祭り・イベントの見直し	8
			公民館を地域行政の拠点として活用	9
			文化財保護等の文化行政事務の充実	10
			福祉バスの運行の見直し	11
			通学支援対策の統一化(スクールバス運行の見直し)	12
			市営住宅建設事業の見直し	13
			体育施設等の公共施設統廃合の推進	14
			IP電話を活用した電話交換業務の見直し	15
			無料駐車場の運営見直し(有料化)	16
			公園の維持管理の見直し(地元自治会等での維持管理を推進)	17
			公共下水道事業の処理ルート見直し	18
			小中学校の耐震化等の推進	19
			公共工事における入札の透明性の向上	20
			各種届出・申請の電子化の推進	21
			公共施設利用手続きの簡素化(公共施設予約システムの導入)	22
			事務事業マニュアルの整備(事務手順書の整備)	23
			公の施設の地元移譲(町内公民館・集会所施設の地元移譲や委託する。)	24
			指定管理者制度の推進	25
			PFIの導入(民間資金等を活用した公共工事の導入を検討する。)	26
			学校給食の提供方式の合理化	27
			保育所給食の提供方式の見直し	28
			保育所の民営化の推進	29
			園児バス運行の民間委託の推進	30
			行政チャット放送番組制作に市民ボランティアを活用する	31
			水道開閉栓業務にかかる民間委託の推進	32
			地域水田農業推進協議会等の一本化及び農業協同組合への事務移譲	33
			財団法人文化振興事業団の合併の推進(出資法人の合併)	34
			財団法人農業公社の合併の推進(出資法人の合併)	35
			事務事業評価師の導入(計画→実施→評価→改善のサイクルを導入する。)	36
民間活カの導入	外郭団体の見直し	行政評価師の実施	事務事業評価師の導入	

坂井市100の改革 体系表

基本項目	重点項目	推進方策	取り組み内容	
市民との協働	市民協働・参画の推進	市民との協働による事業の推進	NPO・ボランティア団体等の育成・支援	37
			観光ボランティア、語り部等の育成	38
			自主防災組織化の推進および育成・支援	39
			自主防犯活動の推進	40
			安全安心ネットワークシステムの活用(災害や防犯などに関する緊急情報をネット配信する。)	41
			公民館運営の合理化	42
			公の施設の地元移譲(町内公民館・集会施設の地元移譲や委託する。)(再掲)	43
			公園の維持管理の見直し(地元自治会等での維持管理を推進)(再掲)	44
			地域協議会との連携強化	45
			まちづくり基本条例の制定促進(まちづくり活動への支援・助成制度の確立)	46
			まちづくり協議会の設置促進	47
			職員の地域社会等(市民活動)への積極的な参加	48
			情報公開の推進	49
			市長への手紙の実施	50
			インターネット広聴「市民の声」	51
			「出前講座(市長と語る会)」の実施	52
			パブリックコメント制度の導入(市の考え方に対して市民の意見を募集する。)	53
			市民満足度調査の実施(市の取り組みに対して、市民の評価や意見を調査する。)	54
			職員提案制度の実施	55
職員の意識改革の推進	主体的職員の養成	勤務評価制度の導入	自主グループによる職員研修の実施(庁内コンペの実施)	56
			職員の地域社会等(市民活動)への積極的な参加(再掲)	57
			年度目標管理制度の導入(業務目標を設定し、その実績を明確にする。)	58
			勤務評価制度の導入(年功序列型から成果重視型への転換)	59
			政策形成能力の開発(地方分権に対応した政策形成能力の開発に取り組む。)	60
			専門職員の養成	61
			定員管理適正化計画の策定	62
			保育所・幼稚園職員数の適正化	63
			臨時職員の見直し	64
			早期退職制度の充実	65
人材育成と定員管理の適正化	人材育成と職場の活性化	職員数の適正化	弾力的な人事配置	66
			本庁と総合支所の事務分担の適正化	67
			納税課と公共料金取扱い課との連携	68
			給与手当等の適正化	69

坂井市100の改革 体系表

基本項目	重点項目	推進方策	取り組み内容	
効率的な組織運営	簡素で効率的な組織体制の確立	本庁・支所・施設の組織運営の点検	事務内容の再検討と適正な人員配置	70
			総合支所(学校・公民館等)空きスペース活用	71
			災害時の危機管理体制の確立	72
			部局横断的な組織の連携(所属部局の枠を超えた組織の連携を図る。)	73
			本庁・総合支所の段階的な組織の見直し	74
			市民ニーズに的確に対応した柔軟な組織体制の確立	75
			苦情・相談窓口の充実	76
			窓口サービスの手続きを集約したコンスタントサービスの充実	77
			地域包括支援センターの一元化	78
			横断的プロジェクトチームによる行政課題の調査研究(所属部局の枠を超えたプロジェクトチーム)	79
効率的な財政運営	自主財源の確保	効率的な財政運営	枠配分予算編成の導入(政策的経費を除く経常経費を一定額で配分し、予算編成を効率化する。)	80
			経常収支比率の改善(経常収支比率の目標を85%~90%とする。)	81
			起債借入れの見直し	82
			財政健全化計画の策定	83
			新地方公会計制度の導入(バランスシートや行政コスト計算書などを策定し、企業会計方式の導入を検討する)	84
			市の媒体(広報、ホームページ、CATVなど)への企業広告掲載	85
			受益者負担の適正化	86
			企業誘致による税収の確保	87
			地籍調査事業の実施による固定資産税の公平課税と増収	88
			市税、公共料金等の収納強化	89
持続可能な財政運営	財政運営の健全化	自主財源の確保	市有地・施設の貸与・売却	90
			無料駐車場等の運営見直し(有料化)(再掲)	91
			公用車の効率的な管理(公用車配置計画を策定し、効率的に管理する。)	92
			経常経費(光熱水費等)の削減	93
			不用物品の有効活用(不用物品リストを作成し、有効活用を図る。)	94
			施設管理にかかる業務委託の見直し(清掃、樹木剪定等)	95
			本庁総合支所等入札の一本化(本庁、支所、施設の保守点検業務の入札を一本化する。)	96
			下水道の接続促進	97
			企業会計の財政健全化計画の策定	98
			国民健康保険特別会計の財源確保の強化	99
行政の担うべき役割の明確化	事務事業の見直し	事務事業の再編・整理、廃止・統合	監査の強化	100

(100番の取り組み「監査の強化」は監査委員事務局の取扱となることから、最終番号としています。)

坂井市100の改革 達成、制度構築・定着、方針転換した取り組み

H18.3.20合併直後の

番号	行政改革の取り組み事項	現状及び問題点	実施目標	行政改革推進課	達成状況	達成年度	達成、制度構築・定着、方針転換した取り組みの経緯
1	市が関与する必要性などを判断する基準を策定	事務事業の必要性、優先度、行政関与の妥当性、実施主体の妥当性などを客観的に判断する基準を策定したうえ、「集中と選択」による事業を展開する必要がある。	事務事業評価を実施する中で公的関与の基準を正しく把握し、民間化できる事務事業などの特定をしていく。	行政経営課	達成	20	全ての業務・事業において事務事業評価を導入、公的関与を正確に把握するための項目を設定し客観的に民間移譲の適否判断を実施。毎年度、事務事業評価と並行した形で実施している。
3	長期継続契約の活用(一年契約が基本であったり一年や定型業務委託について、費用低減のため認められた長期継続契約制度を活用する)	リーマ契約においては、これまで地方自治法の関係から一年ごとに契約をしていたが、リーマ期間満了するまでの契約とすべしと、今回地方自治法の改正により長期継続契約が可能となった。また、施設等の電気保安や保守点検などの定型業務についても長期継続契約が可能となり、業務委託経費の縮減と事務の省力化を図ることが必要である。	毎年度契約を見直し、可能な限り複数年度契約を実施し業務の効率化を図る。	監理課	達成	20	施設や設備等の保守管理業務、物品等のリーマ業務について、単年度契約から長期継続契約が可能となる契約については全て長期継続契約とした。
6	土曜保育の効率化(保育所が足りない土曜日の保育は、指定保育所で対応する)	土曜日の半日・一日保育のニーズがあるなか、一方で土曜日休みの保護者が増加しており、土曜日の保育児童数が減少している。平成19年度、三国地区では全保育所で土曜半日保育を実施しているが、利用者が低く非効率的であるうえ、坂井は平成18年度より、丸岡は平成19年度より土曜半日・一日保育を拠点圏で実施しており、土曜保育の効率化に向けて統一する必要がある。	平成20年度より全圏において拠点圏による土曜保育を実施する。	総務課 (選挙管理委員会)	達成	20	市内数箇所に拠点圏を設け土曜保育を実施する体制を確立。経費削減に加え、職員の勤務ローテーションに幅がもたせられるなど、一定の効果が得られた。
7	投票区の見直し(選挙の投票区を公民館または小学校区単位で見直す)	33ある投票区について有権者数等で見ると、投票区毎に不均等で、一定の基準に基づき、地理的条件などを配慮したうえで、不均等を是正することが必要である。	平成22年度の市長・市議会議員選挙の終了後、7月に予定されている参議院議員通常選挙から投票区の新設合を実施する。	総務課 (選挙管理委員会)	達成	22	H22年7月に実施された参議院議員通常選挙で投票区を9ヶ所削減。それに伴い投票所も9ヶ所変更して選挙を執行した。
8	祭り・イベントの見直し	旧町で実施していた祭り・イベントは、市が主催するものと自治会が主催するものとに分けて継承し実施している。これらは、実行委員会を組織し実施しているが、実質的には行政が事務局を担当して実施しているのが現状である。また、祭り・イベントを通して市民の交流と融和が図られるものと併せて、全国に坂井市をPRするようなどの企画が必要である。	平成20年度より事務局を順次民間へ移行する。	春江 総合支所 地域振興課	方針転換	21	H21年度に春江自治区体育祭を中止。以降、廃止した。
9	公民館を地域行政の拠点として活用	合併により市の行政区画が拡大したことにより、公民館単位での地域コミュニティは、ますます重要となっており、このようななか、公民館を社会教育施設として生涯学習活動の場としてだけでなく、市民の生活の場として活用することが求められている。	平成20年度より試行期間を持ちながら公民館を地域コミュニティ施設へ順次移行する。	教育委員会 生涯学習 スポーツ課	達成	20	全地域でまちづくり協議会が設立された中で、まち協が計画した事業へ公民館も全面的に支援がなされている。
10	文化財保護等の文化行政事務の充実	市内全域に貴重な歴史的な文化遺産が多数あり、それらを守り、継承していくとともに、新たな文化の掘り起しが必要となっている。また現在、開発行為に係る埋蔵文化財についての調査基準がなく、個別にに対応しているが市としての基準を早急に策定しなければならぬ。	文化財保護に関する基準策定後、平成21年度より取り組む。	教育委員会 文化課	方針転換	20	市単独で文化財保護に関する調査基準を策定することを目指したが、県内外の動向を見ると、県が定めている基準に準拠しており、また第三者による審議委員会においても同様の意見とされたことから、当面、県基準を用いることとした。
11	福祉バスの運行の見直し	福祉バスの運行は、丸岡・春江・坂井町で旧町のエリアで運行され、市内全域をカバーしていない。また、丸岡・春江・坂井町が実施していた福祉バスは、もともと高齢者の福祉施設への送迎に利用されていたが、バスとして利用拡大することが必要である。	公共交通計画策定後、試行運転期間を経て平成21年度よりコミュニティバスとして実施する。	社会福祉課	達成	20	H20年9月末で福祉バスを廃止。福祉バス経路をコミュニティバス13接続ルートに盛り込み福祉バス利用者の利便性を確保。住民説明会を開催し円滑な移行を図った。
12	通学支援対策の統一化(スクールバス運行の見直し)	学校通学の支援体制については、旧町ごとにスクールバスや公共交通機関での通学援助、バス委託に係る支援などそれぞれ対応が異なり保護者負担に相違がある状況である。一刻も早く統一した体制を整備することが必要である。	通学支援の基準策定後、平成20年度より支援を統一する。	教育委員会 学校教育課	達成	20	H20年9月に市内小中学校に通学する児童・生徒に統一した通学支援、スクールバス運行を実施。また、公共交通機関等を利用する児童・生徒に対して補助制度を創設し通学支援の統一化を図った。
18	公共下水道事業の処理ルート見直し	公共下水道は国の認可を受け実施する事業で、合併に伴う変更認可申請は関係機関との整合を図る必要があることから平成22年度に行う予定である。それまでの間は旧町の区域を各整備区域とし、隣町の区域を通過して県の流路で下水処理(接続点)等に接続することは原則認められていない。このため新設地区の着手にあたり、現計画のまま実施すれば割高な事業となる場合がある。	事業認可内容の精査により、建設・維持管理コストの軽減を図る。	整備課	制度定着	22	合併前に旧町単位で定められていた公共下水道事業の処理ルートについて、合併特例を活かし旧町の処理ルートを見直ししたこと、工事費及びポンプ等の維持管理費の縮減が図られた。H18～H22年度の期間、工事箇所を変えて実施し対象エリアは完了となった。
19	小中学校の耐震化等の推進	小中学校の施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所にも指定されていることから、耐震補強、老朽化対策等の安全確保は、早急に取り組むべき課題となっている。この課題は、多額の財政支出を伴うものであり、中長期的視点に立った年次計画を策定し進めて行く必要がある。	整備計画に基づいた耐震補強改修工事の実施により耐震性の確保を図る。	教育委員会 教育施設 整備課	方針転換	21	合併時の計画では学校の耐震化・老朽化対策を「政策」することとしていたが、厳しい財政状況の折「耐震補強改修」へと方針転換した。
20	公共工事における入札の透明性の向上	公共工事の入札及び契約について、透明性の確保とこれを請け負う業者の健全な発注を図らなければならない。この課題は、多額の財政支出を伴うものであり、中長期的視点に立った年次計画を策定し進めて行く必要がある。	平成19年度中に入札制度を見直し公共工事に係る入札の透明性を確保する。	監理課	達成	20	入札の透明性を図るためH19・20年度に一般競争入札の制度を改訂した。また、県が開発した電子入札システムを導入し、透明性の向上を図った。
21	各種届出・申請の電子化の推進	合併により行政区域が広域となり、市民の利便性の向上を図るため、インターネットを活用した各種届出・申請の電子化を推進することが必要である。	平成19年度より24時間365日申請受付できるサービスを開始する。	企画情報課	制度定着	22	市民に身近な住民登録やイベント、講座等の申し込み手続きを中心に電子で申請できるようシステムを構築。市民に密着している手続きは即時受け付け出来るようHPに開設されている。
23	事務事業でマニュアルの整備(事務手順書の整備)	合併時に調整した本庁と総合支所の業務について、業務と異なるものや指示系統が不十分な部分があり、住民サービスの下支を担うよう、合併時に作成した事務手順書を再確認し、効率的な業務体制を確立し、市民に提供し、担当不在の場合でも事務手順書を活用し、問い合わせに迅速に対応できるように業務の連携を図る。	毎年度、事務事業状況調査及び事務手順書を適宜修正し事務の効率化を図る。	行政経営課	達成	21	全ての業務・事業において事務事業評価を導入、業務・事務手順書を定めた項目を設定し事務作業の効率化を図る。毎年度、確認・検証・見直しについてことで手順の変更に対応している。

坂井市100の改革 達成、制度構築・定着、方針転換した取り組み

H18.3.20(合併直後)の

番号	行政改革の取り組み事項	現状及び問題点	実施目標	推進課	達成状況	達成年度	達成内容
25	指定管理者制度の推進	地方自治法の改正により、公の施設の管理運営については指定管理者制度を導入され、18年9月現在、25施設で指定管理者に管理運営を行っている。選定にあたっては、合併直後で準備期間が短かったことから、23の施設が公募により、市の第三セクターである財団等に指定をしたが、指定期間が20年3月で終了するに当たり、一般公募を前編に導入を図る。また、更新と同時に、新たな施設についても導入を検討する。	指定管理者導入可能な施設についての積極的導入と導入済施設のモニタリングを実施する。	行政経営課	制度構築	22	温泉やスポーツ施設など指定管理者導入可能な55施設を指定管理者といた、併せて、指定管理者に対するモニタリング制度を構築し、指定管理者に対する評価制度を構築した。指定管理者更新時に合わせて学識経験者や市民からなる外部評価委員会を設置し制度を推進していく。
26	PFIの導入(民間資金等を活用した公共工事の導入を検討する)	老朽化、耐震性のない小中学校においては、今後10年間で改築、改修する予定で、一時的に莫大な整備費が必要となる。また、平成18年に開校の丸岡南中学校や平成19年に開校の春江東小学校・幼稚園と築40年以上経過した学校とでは教育環境に差があるため、一刻も早く同じ教育環境水準とするよう市民から求められている。	今後の学校施設整備においてPFI導入の可能性調査し、財政効果を明確にした上で実施する。	企画情報課 教育委員会 教育施設整備課	方針転換	20	PFI導入に向け、他自治体での基本方針や指針等の資料収集を行い検討した。学校整備をPFIで実施することを指したが、試算では一定のVFM効果が見られるものの、一時的に大規模な資金を投入しなければならぬことから実現不可能と判断。中期的0427年度までに整備するよう方針転換した。
28	保育所給食の提供方式の見直し	保育所給食について、丸岡、春江、坂井地区は保育所に調理室を設置し提供しているが、三国地区は三国学校給食センターより外部購入しており、その提供方法が異なる。また、臨時職員の場合、運転手1人が休むと代替補充が困難となっている。	平成21年度より保育所給食の基本方針に基づいた給食提供を実施する。	子育て支援課	達成	20	保育所給食は外部購入が出来ない、原簿簿法で規定されている中で、三国地区の保育所は三国給食センターで調理されたものを購入する方が、効率的かつ経費の面でも安価であり、規制の特例措置である特区を申請。「坂井すこやか給食特区」の認定を受け給食センターで調理されたものを購入可能となった。
30	園児バス運行の民間委託の推進	保育所園児バスの運転業務について、三国地区は民間委託(車庫は市所有)、丸岡、春江、坂井地区は臨時職員で対応しており、その運営方法が異なる。また、臨時職員の場合、運転手1人が休むと代替補充が困難となっている。	運転業務の統一を図り、平成20年度より民間委託とする。	子育て支援課	達成	20	運転業務の統一化及び費用対効果の観点より三国、春江、坂井地区は民間委託、需要が低い丸岡地区は廃止とした。
31	行政チャンネル放送番組制作に市民ボランティアを活用する	行政チャンネル放送番組制作については、職員が企画、構成、取材、編集、放送依頼まで行っており、撮影や放送に付く機材等に特殊な技術や知識が必要とされ、放送製作を全面委託する方が効率的である。また、平成23年度の地上デジタル放送移行に伴い、ハイビジョン放送の対応が予想されることから機器の更新が必要となり、費用負担が懸念される。	番組制作の部分的作業について、市民ボランティアを募集し、その活用を図る。	秘書広報課	方針転換	21	行政チャンネルで放映する番組について、映像撮影分野等のボランティアを募集した。さらにもボランティア団体など各方面に働きかけたが、問い合わせも、応募もなかった。これまでどおり職員で効率化を図りながら番組制作にあたることとした。
32	水道開閉作業にかかる民間委託の推進	開閉作業は、三国地区は臨時職員、丸岡地区は民間委託、春江、坂井地区は職員で対応しており、事務の効率の観点から民間委託を図る。	平成19年度より開閉作業を全面民間委託する。	総務経理課	達成	20	全地区において全面民間委託に変更した。
34	財団法人文化振興事業団の合併の推進(出資法人の合併)	文化の振興を目的に市が出資している事業団3法人(三国町文化振興事業団、丸岡町文化振興事業団、春江文化振興事業団)は、業務内容が類似しており効率化を図るため合併が必要である。	平成20年度に三国、春江が先行合併し、順次丸岡も合併を進める。	教育委員会 文化課	方針転換	22	類似した事業内容を展開している三国町文化振興事業団、春江文化振興事業団がH21年4月に先行合併し(財)坂井市文化振興事業団となった。その後、丸岡文化振興事業団の編入について合併協議を進めてきたが、法人の設立目的や事業内容が大きく異なることから統合は不可能と判断。今後は同事業団のエクスト削減、収益向上等の事業内容の精査を図り、事業が継続できるような支援していく。
36	事務事業評価(計画→実施→評価→改善)の導入	市民にわかりやすく、効果的・効率的な行政運営を目指すためのシステムとして、「Plan(計画)→Do(実施)→Check(評価)→Action(改善)」といったマネジメントシステムを導入が必要である。	事務事業評価を実施し、市の業務を見直し、その状況をわかりやすく市民に公表する。(事務事業評価制度をシステム化する)	行政経営課	制度構築	20	H19年全ての業務、事業において事務事業評価を導入し、さらにH20年度、本庁・支所の事務事業評価を整理し、評価項目を目的体系化し総合計画の基本施策と結びつけた。評価内容の充実を図るため毎年度評価シートを再構築し、評価結果を基にヒアリングを実施。業務改善を促した評価結果はHPで広く市民に公表している。
38	観光ボランティア、語り部の育成	これからの観光事業は、行政が行う観光宣伝事業と市民観光ボランティアガイドが協力し、地域の紹介や地域づくりなど、地域の活性化に繋がるような観光事業が必要である。	平成19年度より観光ボランティア・語り部に働きかけながら観光事業を展開する。	教育委員会 文化課	制度定着	22	指定管理者として協力いただいているJNPO法人きたま三国に観光ガイドの充実、ボランティアや語り部の後継者の育成について支援している。活動拠点としている美町歴史館、旧岸名家の月例報告や利用者のアンケートについて、モニタリング調査等を行いつつ指導にあっている。
39	自主防災組織化の推進および育成・支援	近年豪雨などの自然災害に際して、行政のみで市内全域を対応することは困難で、災害発生時の初期対応作業は地域自主防災組織に頼らざるをえない状況であるが、行政と自主防災組織の役割や連携が明確にされていない。	自主防災の組織化を推進し、平成19年度より防災訓練を実施する。	総務課 安全対策室	制度定着	22	災害対策基本法及び坂井市地域防災計画に基づき毎年度防災訓練を各自治体持ち回りで実施。住民主体の訓練となるようグループに分け訓練実施ができるよう年々内容を充実させている。毎年度継続していく。
40	自主防災活動の推進	昨今、安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現が強く求められ、行政、警察、地域住民による防犯の輪を広げることが必要とされている。	自主防災の組織化を推進し、防犯隊と協力して防犯活動を実施する。	総務課 安全対策室	制度定着	22	毎年度定期的に坂井市安全で安心なまちづくり推進会議を開催し各種団体との連携を強化。また、犯罪被害者支援を目的し、市内の企業に対して従業員教育、各企業の広報など、スローガン掲載を依頼し意識啓発を図っている。
41	安心安全情報ネットワークシステムの活用(災害や防犯などに關する緊急情報をネットワーク配信する)	昨今、安心して暮らすことのできる地域社会の実現が強く求められ、いち早く市民へ災害や防犯などの情報提供が必要である。	安心安全情報ネットワークを活用したまちづくりを展開し市民に情報提供する。	総務課 安全対策室	制度定着	22	不審者情報をはじめ行方不明者、盗品詐欺、熊出没情報などの情報を即時登録されたメールアドレスに提供。利用者拡大を図るため各種団体等へ登録を呼びかけている。今後も、市民への安心安全情報の迅速な提供に努めていく。
45	地域協議会との連携強化	自主的なまちづくり活動を促進するため、行政と地域協議会との連携体制が必要である。	地域協議会を設置し、平成19年度より本格的に行政と地域協議会とが連携した住民主体のまちづくりを実施する。	まちづくり推進課	制度構築	22	第1期及び第2期地域協議会の活動報告及び各種提案を受け、市長と地域協議会委員との意見交換会を開催。新たに第3期の委員を選任し、引き続き行政と地域協議会とが連携した住民主体のまちづくりを実施していく。
47	まちづくり協議会の設置促進	自主的なまちづくり活動を進めるため、公民館単位のコミュニケーション組織が必要である。	平成20年度までに全地区まちづくり協議会を設置し地域振興事業を展開する。	まちづくり推進課	達成	20	目標としていた市内23地区すべてにおいてまちづくり協議会が設立され、毎年度まちづくり事業交付金を交付。広報、HPを通じて各まちづくり協議会を発信した。今後も、公民館を拠点に地域活動を展開していき、行政と市民との協働のまちづくりを行っていく。

達成、制度構築・定着、方針転換した取り組みの経緯



坂井市100の改革 達成、制度構築・定着、方針転換した取り組み

H18.3.20合併直後の

番号	行政改革の取り組み事項	現状及び問題点	実施目標	推進課	達成状況	達成年度	達成、制度構築・定着、方針転換した取り組みの経緯
48・57	職員の地域社会等（市民活動）への積極的な参加	協働のまちづくりを推進し、市民と行政が良好なパートナーシップを構築するためには、市民にその役割を持たせただけでなく、職員自らもその役割を持ち、積極的に行動し、社会活動に参加していくことが極めて重要である。	平成19年度より積極的に職員が社会活動に参加する。	まちづくり推進課 (H19-20職員課)	制度構築	22	地域活動に積極的な参加を促すための方針や計画を策定し周知している。 ①人材育成基本方針に規定の特定事業主行動計画に規定③坂井市研修計画に反映④新人研修を毎年実施⑤自主研究グループによる研究
49	情報公開の推進	公正で開かれた市政を実現するため、市が保有している情報を開示し、併せて市政への参加促進が必要である。	市民から信頼される市政運営するための積極的に情報開示する。	秘書広報課	制度定着	21	市民に対し行政情報を積極的に広報紙「HP」などで公開し、共有していくという意識が定着。庁内LANにて定期的に広報等への情報掲載を周知し意識の高揚を図っている。
50	市民への手紙の実施	地方分権が進む中、市政への意見や要望など、市民の声を活かした行政運営が求められ、自治体の住民に対する説明責任と透明性の確保の観点から広報広報機能の充実が必要である。	毎年度市長への手紙を実施し、市民の声を市政に反映させる。	秘書広報課	制度構築	21	毎年度「市長への手紙」を実施。様々な意見をいただいている。これらの意見等について、今後の対応を前向きに検討し市民に対して個別に回答している。今後も市民の貴重な意見を伺うため「市長への手紙」を実施していく。
51	インターネット広聴「市民の声」	公正で開かれた市政を実現するため、市政に関する市民の意見や要望などを聞き、市民本位の市政の推進を図らなければならない。	平成20年度より、市のホームページ上に「市民の声（仮称）」の投稿ページを設け、市制に対する建設的な意見やご提案を受け、市制に反映させる。	秘書広報課	達成	22	HPのニューアール化にあわせ市民からの意見を広く受け入れるHP窓口を複数開設。市の方針等についてパブリックコメント、各種アンケート、行政情報などについて、幅広く募集している。これまでに出来なかった所管課で直接返信、回答できるような構築した。 ①ご意見募集（トップページ）②一般のお問い合わせ（トップページ）③メール（詳細ページ）④各課お問い合わせ（組織ページ）
52	「出前講座」（市長と語る会）の実施	公正で開かれた市政を実現するため、現在の市が置かれている状況報告や施策の説明が必要不可欠である。	出前講座（市長と語る会）を実施し、市民への説明責任を確立する。	秘書広報課	制度構築	21	毎年度「市長と語る会」を開催。自治会長や各種団体等と様々なテーマで意見交換している。また、各種団体などからの要望に応じて市長が出向く市長と語る会も定期的に実施している。
53	パブリックコメント制度の導入（市の考え方に對して市民の意見を募集する）	地方分権が進む中、行政における施策・政策決定の過程において、市民が市政に参画する機会が少なく、市民にとっても市政に参画する意識が低い。	平成20年度よりパブリックコメント制度を確立し、企画立案段階からの市民の声を政策形成に反映させる。	秘書広報課	制度構築	20	H19年度にパブリックコメント手続きに関する要綱を整備し制度を確立。適時、施策や計画等の重要案件に関してパブリックコメントを実施している。
54	市民満足度調査の実施（市の取り組みに対して、市民の評価や意見を調査する）	市民ニーズが多様化・高度化する中、現在の市民ニーズがどこにあるのかを的確に見極め、行政サービスを展開しなければならない。	平成20年度より市政運営に対して市民の目から見た満足度調査を実施する。	秘書広報課	制度構築	21	行政情報の媒体となる広報紙「ホームページ」行政サービス「市民満足度」の満足度を調査するためのアンケートを実施し公表した。市民がどのような情報を求めているか把握し行政情報媒体の市民満足度と質の向上を図るため「アンケート調査」を定期的に実施していく。
55	職員提案制度の実施	職員自身が問題意識を持って改善していくことが必要であり、さらに問題点を発掘する能力を高めることが重要である。	恒常的に起こる行政問題に対して、毎年度職員提案を実施し、市民サービスの向上を目指した事務改善を行う。	職員課	制度構築	21	個人、グループ単位、課単位による「職員提案制度」が構築され、業務の改善等に関する提案がなされている。
56	自主グループによる職員研修の実施（庁内コンペの実施）	地方分権時代を迎え、少子・高齢化社会の進展、住民ニーズの高度化・多様化など、坂井市が置かれている行政課題について解決策等の検討が必要である。	平成19年度より自主的グループ「行政効率推進グループ」を設置し業務の改善を図る。	職員課 (H19行政経営課)	制度構築	21	坂井市職員自主研修支援制度を策定し、公務遂行に必要な知識や技能の習得及び政策形成能力の向上を図るためのグループ研究活動制度を構築。毎年度、複数のグループが研究活動し、市長を始めとする幹部職員に対して研究成果を報告し実践可能なものから導入を図っている。
60	政策形成能力の開発（地方分権に対応した政策形成能力の開発に取り組み）	限られた人員や財源で質の高いサービスを提供し、市民が納得・満足する行政を実現するため、職員一人ひとりが自覚と責任を持って業務に取り組みなければならない。	毎年度職員研修計画を策定し、政策形成・政策法務能力の向上のための研修を実施する。	職員課	制度構築	21	坂井市職員研修計画を策定し、公務遂行に必要な知識や技能の習得及び政策形成能力の向上を図るため、庁内研修及び派遣研修制度を構築し各種研修を実施している。
61	専門職員の養成	これからの行政は、職員に対して一般的な実務遂行能力に加え、高度で多様な専門能力や特定の分野における高度な業務対応能力が求められている。	毎年度職員研修計画を策定し、必要な知識、技能等を習得するための研修を実施する。	職員課	制度構築	21	高度な専門知識及び技能を修得させるため、障害者福祉、財政健全化法、監査など定期的に各種専門研修を受講させている。また、学芸員、化学、土木等の専門職員も採用している。
64	臨時職員の見直し	職員数の適正化を図るうえで、臨時職員についても同様に見直しが必要である。	臨時職員取扱い指針を策定し、毎年度臨時職員数を見直す。	職員課	制度定着	22	臨時職員の運用を必要最小限とするためフルタイム勤務者の削減を図った。（勤務内容に応じた時間雇用）賃金についても、勤務時間に応じた給付で支払うことを基本とした。
65	早期退職制度の充実	定員適正化計画の目標を着実に達成するため、職員の早期退職を促進する。	職員数を平成23年度までに723人、平成27年度までに600人とするため早期退職制度を創設する。	職員課	制度定着	22	H19年度に早期退職制度を設け職員の自発的な退職を促進してきた結果、一定規模(83名)の早期退職が図れた。
66	弾力的な人事配置	定員適正化計画を押し進める上で、限られた人員で効率よく業務を遂行するため、柔軟な職員配置が必要である。	弾力的な人事配置について検討し、平成20年度より柔軟な組織体制で業務に取り組み。	職員課	制度構築	21	業務量が一时的に増大したり、出産や病気等の休職者が生じた場合、部局内で柔軟に対応出来る「職員配置制度」を構築。部局内職員の暫定配置を行い、弾力的な人事配置を実施している。



坂井市100の改革 達成、制度構築・定着、方針転換した取り組み

H18.3.20合併直後の

番号	行政改革の取り組み事項	現状及び問題点		実施目録	行政改革推進課	達成状況	達成年度	達成、制度構築・定着、方針転換した取り組みの経緯
		現状及び問題点	実施目録					
82	起債借入れの見直し	平成17年度一般会計決算で1割を占める公債費(起債残高295億円)に対して、借金をこれ以上増やさないと、起債借入れの見直しが必要である。	起債償還計画を策定し、償還元金以上の起債の発行は行わない。	三国病院事務局	制度定着	22	病院建設に伴う企業債はH18年度で終了、H20年度に元利償還のピークを迎える。今後、医療器械更新に新規企業債を必要とするが、年間30,000千円を限度に、原則償還元金以上の企業債発行を行わないこととしている。	
83	財政健全化計画の策定	厳しい財政状況の中、小中学校の耐震化、福祉施設の充実、地域の活性化など、取り組みをしなければならない事業が山積しており、今後の財政運営の健全化を図るための財政見直しを立てなければならぬ。	平成19年度中に財政健全化計画を策定し、中長期的な財政見直しを明確にする。	財政課	達成	20	H19年度に中期的な財政健全化計画(H19～H23)を策定。計画に基づき財政の健全化を図っていく。社会情勢の変化や毎年度の決算状況に応じて財政健全化計画のフォローアップを実施していく。	
84	新地方公営会計制度の導入(ランニングコストや行政コスト計算書などを策定し、企業会計方式の導入を検討する)	現在の一般会計は単式簿記で現金主義を基本としているため、行政サービスに要した真のコストが分かりづらく、行政経営の面から不十分となっている。	平成19年度中に各種計算書を作成し、平成20年度より段階的に公営会計の導入を図る。	財政課	達成	21	普通会計、特別会計、企業会計及び一部事務組合を含めた連結決算(財務4表)を作成。議会やHP、広報で公表した。毎年度公表していく。	
85	市の媒体(広報、ホームページ、CATVなど)への企業広告掲載	厳しい財政状況の中、自主財源を確保するための方策が必要である。	平成19年度より有料広告の募集を実施する、	秘書広報課	達成	20	財源確保、業者育成及び掲載を図るため有料企業広告の掲載を実施。基盤となる要綱を整備した。広報、HP、野球場外野フェンス、封筒、水道メーター検針のお知らせ、ごみ袋などで運用している。今後も、内容の充実を図りながら広告募集・掲載を行っていく。	
87	企業誘致による収収の確保	収収や雇用の確保の観点から、積極的に優良企業の誘致を推進する。	福井港を核に積極的な誘致活動を実施する。	企画情報課	達成	20	テノボート福井への企業立地促進に向け県、福井市市に働きかけた。また、企業立地促進に重要な鍵となる福井港の機能充実および重要港湾格上げについて関係国会議議員、省庁に対し要望を続けてきた。	
88	地籍調査事業の実施による固定資産税の公平課税と増収	積極的に地籍調査事業を実施し固定資産税の公平課税と自主財源の確保に努める。	地籍調査事業の体制を強化し、平成19年度より積極的に地籍調査事業を展開する。	農村整備課 地籍調査室	制度定着	21	H18年度に地籍調査を完了し、平成19年度より積極的に地籍調査事業を展開する。	
89	市税、公共料金等の収納強化	累積する市税、公共料金の滞納額の解消と市民間の公平性確保が必要である。	平成23年度末までに、住宅使用料徴収率を95.0%以上(現年度分+滞納分)とする。	都市計画課	制度定着	22	H18年度に地籍調査を完了し、平成19年度より積極的に地籍調査事業を展開する。	
90	市有地・施設の貸与・売却	厳しい財政状況の中、有効活用が見込めない未利用資産について、財産の貸与・売却等が必要である。	平成19年度中に未利用資産の取り扱いについて方向性を出し、平成20年度より貸与・売却を実施する。	監理課	制度定着	22	公有財産利用検討委員会を設置し遊休地を調査。リスト化した遊休地の境界確定・鑑定評価を実施し、一般競争入札及び任意契約にて売却を促進し、新たな財源を確保してきた。今後は、面積の小さい遊休地について隣接地権者への売却に向け営業活動を行っていく。	
92	公用車の効率的な管理(公用車配置計画を策定し、効率的に管理する)	古い公用車や使用頻度の少ない車両等を整理し、全体的な管理方法について見直しが必要である。	廃車を含めて公用車の配車を見直し、平成19年度より効率的に配置する。	監理課	達成	20	組織改編にあわせ適正な公用車配置を策定。費用対効果を検証し老朽化した公用車を廃止し、新たに導入する公用車は軽自動車のリース物件とした。また、不用となった公用車の公売も実施した。	
93	経常経費(光熱水費等)の削減	これまでも経費削減に取り組んできたが、さらなる職員の意識改革と徹底した取り組みが必要である。	経常削減意識の徹底を図り、平成23年度までに経常経費を10%削減する。	企画情報課	制度定着	22	庁内LANにて、全職員に本庁・支所の複合機の使用枚数とそれに伴う保守料金について毎月周知し経費削減意識を持たせている。また、複合機の台数を30%削減しリース料の削減、保守点検委託料を減額した。電算機器ではPCのリース料を削減した。	
94	不用品の有効活用(不用品リストを作成し、有効活用を図る)	本庁、総合支所、施設において不用品となった備品について全庁的な管理がなされていない。	備品台帳の情報の共有化を図り有効活用する。	監理課	制度定着	22	本庁及び総合支所で不用品となった備品を毎年度リストアップし本庁・支所・施設で情報を共有。机、椅子、キヤドネットなど庁舎・施設間で有効活用し、利用見込みのない不用品については廃棄処分を実施している。	
95	施設管理にかかると業務委託の見直し(清掃、樹木剪定等)	施設の維持管理に係る委託内容を精査し、内容や回数について見直しが必要である。	庁舎内に係る保守管理業務委託について可能な限り職員で実施する。	監理課	制度定着	22	庁舎内外清掃(日常清掃、巡回清掃)、樹木管理(木込など)職員で出来る作業を実施。庁舎内清掃…業務委託を定期的に見直し、できることは職員で実施。庁舎外清掃…本庁・支所の建物周囲を班単位にて定期的な実施。樹木管理…職員の庁舎清掃にあわせ木込の剪定・除草を実施。	
96	本庁総合支所等入札の一本化(本庁、総合支所、施設の保守点検業務の入札を一本化する)	消防設備保守点検業務、地下タンク点検業務、園舎消毒、ピアノ調律調整など施設や設備の保守業務委託について、本庁・総合支所、施設において、それぞれ異なる単価で契約している。	平成19年度中に委託業務について調査し、平成20年度より一括した契約とする。	監理課	達成	20	本庁・支所それぞれ発注していた同一業務について、発注の一本化及び単価を統一。新たに発生する業務についても一本化可能な業務を取りまとめ、契約を行なっている。	
98	企業会計の財政健全化計画の策定	厳しい財政状況の中、今後の企業運営の健全化を図るための財政見直しを立てなければならぬ。	平成19年度中に公営企業健全化計画を策定し、中長期的な財政見直しを明確にする。	三国病院事務局	達成	20	H19年度に中期的な公営企業健全化計画(H19～H23)を策定。計画に基づき財政の健全化を図っていく。社会情勢の変化や毎年度の決算状況に応じて財政健全化計画のフォローアップを実施していく。	
100	監査の強化	市の行政サービスに対して、市民のニーズを反映しているか、負担に見合うものかなど、税金の使い方とその効果に対する市民の関心が高まっている。こうした中、これまでの旧町で行われていた監査体制から脱却し、公正性、透明性を重視した監査体制が求められている。	毎年度監査計画を策定し監査を実施する。	監査委員事務局	制度定着	22	従来からの例月出納検査、定期監査・決算審査等に加え新たに工事監査を導入し監査を実施。外部に技術調査を委託することで工事監査の充実を図っている。	

番号	行政改革の取り組み事項	H18.3.20合併直後の		実施目標	行進推進課	取り組み状況の概要	
		現状及び問題点	実施目標			区分	H22
2	補助金等の合理化	平成19年度当初予算において、補助金等に係る事業が226件で総額14億600万円(予算全体の4.6%)を計上している。合併後も総合支所に補助金等にバラバラがあり、補助制度が統一されていないものがある。	(仮称)補助金等合理化委員会等を設置し、個別の地域にしない補助金は統廃合を基本に、事務事業評価の実施に併せて合理化する。	行政経営課	実績	「坂井市補助金等交付基準」及び「坂井市補助金等見直し方針」をH22年11月に策定し全補助金を見直し、年度内に事務取扱委員の整備を終えたことから、H23年度当初には要綱の改正作業が終了する予定。	所管課補助金交付要綱の改正を行い見直し作業を完了させた。今後は「坂井市補助金等交付基準」に基づき、適正な補助金制度となるよう、補助金交付事務の適正化を推進する。団体補助金については、交付決定時の申請内容の審査、また別の確定時の実績報告内容の審査を徹底し合理化を目指す。
4	保育所、幼稚園の一元化	少子化に伴い幼稚園によっては定員割れするなど、入園者の確保が困難になってきている。一方で、女性の社会進出や未婚共働きが増え、保育希望者は増加しており、幼稚園と保育所の運営の合理化と利用者の立場から幼児一元化が必要となっている。このような状況の中で、平成18年度新制度として幼稚園と保育所の両機能を併せ持つ「認定こども園」がスタートしている。	「幼児教育・保育検討委員会」による方針決定後、平成22年度より取り組む。	子育て支援課	実績	幼児一元化を推進する。坂井市幼児教育指針の策定、幼児園運営方針案の策定以上、市内(プロジェクト)費用対効果の試算、幼児園における人的配置の検討、対象幼児園の改修プラン設計を実施する。	次世代育成支援行動計画に基づき、病児・病後ケア施設の実施箇所数の目標値(3箇所)に向けて、安心して子育てができる環境づくりを目指す。利用実績の検証し、H24～H25年度にかけて三田地区での導入等を目指す。現在、広域として金津クニニッパに委託しているが、3箇所整備できた段階で契約解除する。
5	病気、病後の幼児保育をする制度を整備	核家族化、夫婦共働きが増える中、風邪やおたふくなどの感染症や発熱、下痢等に悩んでいる病児を、預る施設・体制の整備が急務となっている。	市内に三箇所対応できる病児を速やかに設置する。	子育て支援課	実績	次世代育成支援行動計画に基づき、病児・病後ケア施設の実施箇所数の目標値(3箇所)の設置に向け、丸岡地区の民間施設(つちだ小児科)で施設整備した。	丸岡古城祭りや規模が大さく、ことから、市職員が主体となった実行委員会形式で運営を継続することから、姉妹都市「延岡市」を巻き込んだ市のイベントとしての位置づけを視野に入れたから協議していく。地域のイベント・祭り・祭りについて、観光客の経済効果を期待できるものについては、観光連盟と連携を図り、積極的にPR活動を展開していく。
8	祭り・イベントの見直し	旧町で実施していた祭り・イベントは、市が主催するものと自治会が主催するものに分けて継承し実施している。これらは、実行委員会を組織し実施しているが、実質的には行政が事務局を担当して実施している。また、祭り・イベントを通して市民の交流と融和が必要とされている。また、全国に坂井市をPRするようなもの企画が必要である。	平成20年度より事務局を順次民間へ移行する。市総合文化祭に移行する。	教育委員会 文化課	実績	文化祭実行委員会への委託契約による実施と、事務局は民間に完全移行した。総合文化祭の開催については、協議を重ねたが旧町時代から継続している各支部開催への強い要望により実施に至らなかった。	実行委員会委員の意識改革と理解を求めつつ、継続して総合文化祭開催に向けた協議に取り組んでいく。
13	市営住宅建設事業の見直し	市では市内の住宅事情に留意しつつ、低所得者の住宅不足を緩和するための対策として市営住宅の供給事業を行っているが、改良住宅など老朽化が進み、改善するには多額の費用が必要となる。老朽化した住宅は入居者募集を凍結するなど、順次縮小廃止し、低所得者のために民間施設(77アパート、マンション等)を活用した家賃補助などを視野に検討する。	住宅マスタープランに基づき、短期的には住宅の適切な改善・管理・運営に努め、中長期的にはH23年の域住住宅計画において指定管理者制度や民間への家賃補助等新たな制度を検討し、導入していく。	都市計画課	実績	三田地区団地1号棟エレベーター設置工事、地上デジタル対応電気設備工事、新緑ヶ丘団地高齢者向け戸別改善工事、市営住宅長寿化計画の策定に取り組んだ。	公営住宅ストック改善事業により、三田地区団地1号棟エレベーター設置工事、高齢者向け住居改善工事、用途禁止住宅解体工事を実施する。指定管理者制度及び家賃補助制度について、H28年度導入に向けての調査を行う。
14	体育施設等の公共施設統廃合の推進	公民館、図書館などの社会教育施設、保育所、児童館などの児童福祉施設は類似団体と比較して施設の数が多く、統廃合を推進し公共施設を合理化したい。体育施設には、老朽化したものも多く、維持管理コストの増大はもとより、大規模修繕・改築等の必要が懸念される。	施設の現状調査実施後、平成22年度より統廃合を実施する。	教育委員会 生涯学習 スポーツ課 (生涯学習関係)	実績	公民館の管理運営を将来的に担うため、また時間を要することが予想されるなかで支援を継続していく。	施設の整理合理化に向け、利用者数・修繕費の推移、施設の老朽化等を考慮し統廃合を進めていく。
15	IP電話を活用した電話交換業務の見直し	合併に伴いIP電話を導入したが、本庁各支所3名の電話交換手を設置しており、高価なシステムにおける抜本的な有効活用がなされていない。	平成20年度に各総合支所の電話交換手をなくし、本庁電話交換手1名として支所電話交換手を3名削減する。	監理課	計画	本庁・支所の組織改編及び事務所の移動により、IPなどの機器の故障及び通話トラブルが増加。予定していた保守点検内容を再見直し、次年度に再度見直しに取り組む。	IP電話保守点検業務の経費削減に向けた契約保守点検回数削減の減額に取り組む。

番号	行政改革の取り組み事項	H18.20(合併直後)		実施目標	推進課	取り組み状況の概要	
		現状及び問題点	実施目標			区分	H23
16 91	無料駐車場の運営見直し(有料化)	市内全域において小規模市営無料駐車場が多数存在し、維持管理に係るコスト低減と設備確保のため、地元へ委託・賃与するなどの方策が必要である。また、有料駐車場が地元により管理されているものは、費用対効果を検証しながら、無人化することが必要である。	平成19年度中に全駐車場についてその方向性を出し、平成20年度より実施する。	管理課	計画 新保中央駐車場について、新保自治会への貸付協議を継続して実施する。	地元住民の駐車場と化している無料駐車場については、地元への売却、賃与に向け関係自治会長と協議する。三国駅前駐車場の運営見直しを検討し関係企業との協議を進める。	
17 44	公園の維持管理の見直し(地元自治会等での維持管理を推進)	市内全域に小規模公園が多数存在しているが、地域にある小規模公園や地元で管理しているような公園は、地域住民が利用するものであり、地元で維持管理してもらうことが望ましい。	平成19年度より3年以内に地元管理へ移行する。	都市計画課	計画 個々に自治会長へ説明し協力要請を行った。理解が得られた自治会に対し管理協定の締結や維持管理の協力を依頼した。また、実際に地元管理をしていくが協定締結までには至らなかった公園もあった。H22年度末で全58箇所(うち211箇所)締結、達成率81.8%	これまでの取り組みにおいて一通り地元で依頼してきた中で、地元管理が完全移行されていなくても、少しずつ地元が引き受けてくれた公園もあることから、引き続き引き継ぎ強化(地元自治会に協力を呼びかける。協定には至っていないものの、実際に地元で管理していただいている公園について協定の締結を図る。	
22	公共施設利用手続きの簡素化(公共施設予約システム導入)	公共施設の予約は、総合支所、施設毎に行っており、利用する際の予約や問合せ先が分かりにくい。体育施設の利用にあたっては、月一回の抽選会を経て利用申請書を毎月提出しなければならず手続きが煩雑である。インターネットや携帯電話が普及する中で、施設情報サービスの充実が求められている。	平成20年度より予約状況について情報提供し、順次24時間申請受付できるサービスを実施する。	企画情報課 教育委員会 生涯学習 スポーツ課	計画 24時間申請できる予約予約は便利だが、窓口申請との差や申し込みが必要となることから調整に時間を要し整備できなかった。県内の各市町においても空き情報公開のみが多く、ネット予約までは進んでいないことから、継続して検討していく。	予約システムが構築されたもののネット予約の運用がなされていないことから、運用面に関して関係所管課と協議を進める。利用者の利便性を確保しネット予約が可能な施設の拡大を行う。H24年3月からの次期システムでは、いくつかの施設がネット予約ができる運用に移行できるよう協議していく。	
24 43	公施設等の地元移譲(町内公民館・集会所等の地元移譲や委託)	丸岡地区の新丸岡町内公民館、北町町内公民館、霞町内公民館、たつみ町内公民館、東部集会所、西田屋敷公民館、城北地区公民館、北町公民館、北町公民館、東部集会所、西田屋敷公民館(地区集会所9施設)及び霞町地区公民館が地元移譲について、施設利用者が地元住民に特定されており、地区の集会所としての公平性の観点から、地元へ無償譲与していただくことが望ましい。	平成19年度より地元説明会を開き、理解を得ながら平成20年度より順次無償譲渡する。	教育委員会 生涯学習 スポーツ課	計画 継続して、たつみ公民館の地縁団体支援を行い無償譲渡を目指す。困難案件4件については、火災保険料・大規模修繕を含め地元と協議していく。	新丸岡町内公民館、北町町内公民館、霞町内公民館、東部集会所の地元への無償譲渡に向け引き続き協議していく。	
27	学校給食の提供方式の合理化	学校給食について、三国、春江、坂井地区の小中学校は給食センター方式、丸岡地区の小中学校は自校方式、中学校は民間委託にて給食を提供しており、その提供方法が異なっている。また、春江、坂井地区の小中学校は給食センター方式、丸岡地区の小中学校は自校方式、中学校は民間委託にて給食を提供している。また、春江、坂井地区の小中学校は給食センター方式、丸岡地区の小中学校は自校方式、中学校は民間委託にて給食を提供している。	検討委員会より提出された学校給食基本方針に基づき、順次提供される。	教育委員会 学校教育課	計画 全小中学校、民間委託給食センター、自校の経費を比較する中で給食センター方式に統一することで議会の了承を得た。移転先用地について検討を行い、果所有の土地を候補地として選定した。	前年度に選定した春江坂井中学校給食センターの移設候補地の中から建設用地を決定、取得した後、施設建設に関する基本設計及び実施設計を作成する。用地取得及び設計に関する予算を月議会に上程する。	
29	保育所の民営化の推進	国の三位一体改革で、平成16年度より公立保育所の運営等に対する国庫負担金が普通交付税へ転換となり、近年における国の交付税予算が減少しているなかで、これまで負担金として支拂われていた額より少ない。一方、私立保育所については、国庫負担金に由来しており継続して交付され、公立と私立で国庫の負担に差が生じている。歳出では、保育所を運営するにあたり公立、私立をコスト比較すると、人件費や施設の維持管理経費等で差が歴然と、市から私立保育所へ運営補助金を出した方が市の負担が約4割軽減される。また、類似団体と比較して多い状況である。	3年間の移行準備期間を経た後、平成22年度よりJAへ移行する。	子育て支援課	計画 H24年三国南保育所と三国中央保育所の統合民営化及びバケ物保園の民営化設置に向け取り組み。あわせて地元区長、地権者、保護者説明会を実施する。	三国南、中央の統合民営化保育所の設置に向け、地元及び保護者等への説明会を開催。保育園を設置・運営する社会福祉法人を募集しH24年4月開園に向け準備を進めた。	
32	地域農業再生協議会事務局機能の農業協同組合への移譲	毎年度見直しされる経営安定対策及び供給調整システムの導入の中で、地域水田農業推進協議会や事務連絡会の事務局が市役所とJAとの合同で行っているが、JAに移管した方がスピーディーで効率的な運営が可能となる。	3年間の移行準備期間を経た後、平成22年度よりJAへ移行する。	農林水産課	計画 新制度に抵触するよう基本方針と具体的なスケジュールを策定する。H23年度までに市、公社、JAでの体制を確立させる。	事務局移管にかかわる協議は継続して行っているが、政権交代によりJAが供給調整において果たす役割が不明瞭となっている。現状の枠組みを維持していくことでの協議を中心に、JA移管に向けた協議を進め、現状維持の中で昨年同様の結果があげられるよう取り組んでいく。	
35	財団法人農業公社の合併の推進(出資法人の合併)	農業の振興を目的に市が出資している事業団2法人(春江町農業公社、坂井町農業公社)は、請負業務と雑用業務において多少の違いがあるものの、担い手に農地を特許し有効活用する業務は同じであることから効率化を図るため合併が必要である。	平成21年度までに調整し、平成22年度に合併する。	農林水産課	計画 合併に向けた事務スケジュールを策定した。	合併に向けた事務スケジュールに基づき準備を進める。公社(坂井町農業公社・春江町農業公社)理事会对して、統合についての基本項目(時期、方法等)を検討していく。	
37	NPO、ボランティア団体等の育成・支援	ボランティア団体やNPO法人などの活動について、一括した登録制度や相互のネットワークが整っていないため、個別の活動となっている。また、市民がボランティア団体やNPO法人などと協力して何かをやりたい場合、相談窓口が整備されておらず、どこに依頼すればいいのかわからない。	ボランティア・NPO団体の設立、活動状況等を調査し、市ホームページ等に掲載することにより、市民への情報発信及び活動参加を推進する。	まちづくり推進課 (H19企画課)	計画 NPO法人設立認証申請(県からの照会)に係る意見を精査し、策定する。市民活動団体の実態を精査し、策定する。市民活動団体の実態を精査し、策定する。	NPOの法人設立認証申請(県からの照会)に係る意見を精査する。市民活動団体やボランティア団体の実態を調査し(市民向け)情報を発信する。市民とボランティア団体等との架け橋となる。	
38	観光ボランティア、語り部等の育成	これらの観光事業は、行政が行う観光宣伝事業と市民観光ボランティアガイドとが協力し、地域の紹介や地域づくりなど、地域の活性化に繋がっている。観光ボランティアの育成が必要である。	平成19年度より観光ボランティア・語り部に働きかけながら観光事業を展開する。	観光産業課	計画 これまででの、広瀬・ホームページを通じてボランティア募集の「待ちの姿勢」から「積極動員」の体制に改め、観光ボランティアの増員に力を入れる。	【丸岡ボランティアガイド】新たな委員の勧誘、広瀬等による委員募集、併せて「丸岡城の歴史を知る会」の代表者による勉強会の開催、観光運動の協力・支援を受けながら委員の増強と組織の充実を図る。【ボランティアガイド】これまで「三国」組織として確立され、会員相互の交流を推進しつつ、丸岡・春江等の観光地案内も依頼する。	

坂井市1000の改革 取り組み状況の概要

番号	行政改革の取り組み事項	H18.3.20(合併直後)		実施目標	行基 推進課	取り組み状況の概要	
		現状及び問題点	実施目標			区分	H22
42	公民館運営の合理化	合併により市の行政区画が拡大したことにより、公民館単位での地域コミュニティはますます重要となってきている。また、類似団体と比較して公民館の設置数が2倍以上となり、併せて職員数も突出して多くなっている。公民館を社会教育施設の機能だけで捉えるのではなく、地域コミュニティ活動の拠点としても活用し、管理運営も地域に任せることが望ましい。	平成20年度より公民館を地域コミュニティ施設へ順次移行する。	まちづくり推進課 教育委員会 生涯学習 スポーツ課	公民館を地域づくりの業務と位置付けし、まちづくり協議会の運営及び活動を積極的に支援し、組織の基盤強化を図っていく。	公民館は住民自治や地域づくりを進める拠点として地域のまちづくり協議会の活動に対し積極的に支援を図っていく。	
46	まちづくり基本条例の制定促進(まちづくり活動への支援・助成制度の確立)	合併により市の行政区画が拡大したことにより、公民館単位での地域コミュニティはますます重要となってきている。また、類似団体と比較して公民館の設置数が2倍以上となり、併せて職員数も突出して多くなっている。公民館を社会教育施設の機能だけで捉えるのではなく、地域コミュニティ活動の拠点としても活用し、管理運営も地域に任せることが望ましい。	自己解決型のまちづくりを推進するに当たって、その指針となるまちづくり基本条例を平成20年度までに策定する。	まちづくり推進課	まちづくり協議会が自立的に運営ができるように支援を行ってきた。	引き継ぎ、公民館管理運営の移管先となるまちづくり協議会が自立的に運営ができるよう支援していく。まち協自立的な状況を見て、公民館移管を検討していく。	
49	情報公開の推進	公正で開かれた市政を実現するため、市民が保有している情報を開示し、併せて市政への参加促進が必要である。	市民から信頼される市政運営するための積極的な情報開示する。	総務課	請求件数は89件あり、全部公開33件、一部公開が14件であった。個人情報開示請求は3件あり全て開示した。今後、広報やHPなどで積極的な情報提供に努めていく。	H23年度で市民満足度調査を実施しH22年度からの坂井市総合計画(後期基本計画)の「ウタテ」分析・結果報告(報告書作成)⇒市民へ公表	
54	市民満足度調査の実施(市の取り組みに対して、市民の評価や意見を調査する)	市民ニーズが多様化・高度化する中、現在の市民のニーズがどこにあるのかを的確に見極め、行政サービスを展開しなければならぬ。	平成20年度より市政運営に於いて市民の目から見た満足度調査を実施する。	企画情報課	H23年度の実施に向け、対象者・調査票・調査方法・集計・結果・公表等の調査に関する流れを構築する。	H23年度で市民満足度調査を実施しH22年度からの坂井市総合計画(後期基本計画)の「ウタテ」分析・結果報告(報告書作成)⇒市民へ公表	
58	年度目標管理制度の導入(業務目標を設定し、その実績を明確にする)	地方分権が進む中、多様化する市民ニーズの変化などから、独自の政策が望まれるようになっており、これまでに主体的かつ自主的な行政運営が必要となっている。	平成20年度より段階的に目標管理制度を導入する。	職員課	人事評価制度をH22年度より試行するにあわせて、所属単位または個人ごとの業務目標管理制度を導入する。	人事評価を試行するが主任級以上に拡大して実施するにあわせて、所属単位又は個人ごとの業務目標管理制度を導入していく。	
59	勤務評価制度の導入(年功序列型から成果重視型への転換)	これまでの勤務年数に応じた年功序列的な給与体系を改善し、成果重視型の人事管理が必要である。	平成19年度より勤務評価制度を導入する。	職員課	H22年度より人事評価制度を試行的に導入し、職務に対する意識改革と組織の活性化を図っていく。	試行による人事評価を主任級以上の一般行政職を対象に拡大して実施し、職務に対する意識改革や組織の活性化を図っていく。	
62	定員適正化計画の策定	合併により多くなった職員数を類似団体に適正化しなければならぬ。	毎年度職員適正化計画を見直し、平成23年度までに723人、平成27年度までに600人とする。(平成18年度現在827人)	職員課	H22年度より人事評価制度を試行的に導入し、職務に対する意識改革と組織の活性化を図っていく。	退職者の補充を抑制するとともに、組織が見直せる中で行政サービス低下を招かない職員数の削減に取り組む。	
63	保育所・幼稚園職員数の適正化	類似団体と比べて、市立保育所数が多いことから民生部門の職員数が126人も多い状況となっている。	民営化と幼児一元化を視野に毎年度計画的に保育所職員数の適正化と職員配置を行う。	子育て支援課	保育所の民営化の動きにあわせて、職員数の適正化を図っていく。	保育所の民営化の動きにあわせて、職員数の適正化を図っていく。保育所の民営化(開園予定)に向けた検討、八ヶ岳保育園(H25.4)、効果一元化プロジェクトによるH25.4実施に向けた詳細検討	
71	総合支所(学校・公民館等)空きスペース活用	合併により三國・丸根・春立総合支所において空きスペースが生じており、その有効活用が必要となっている。	平成19年度中に空きスペースの活用方法について方向性を決め、平成20年度より有効利用する。	総務課	①高松公民館、文化ホールの整備工事を実施する。②城北消防本部の移転に向けた工事を実施する。	庁舎の空きスペースについては、三國庁舎の3・4階のみならず、三國庁舎の別活用については、今後の総合支所の運営を踏まえ、長期的な展望により有効な活用策を検討していく。	
75	市民ニーズに的確に対応した柔軟な組織体制の確立	合併の効果を最大限に活かすため、行政のすみ化、効率化を徹底し、併せて民営化などを積極的推進する。	平成19年度より段階的に組織のすみ化、効率化を図り、柔軟な組織体制を確立する。	行政経営課	①丸根庁舎の一部を高松公民館及び文化ホールとして利用するための、工事に着手、H23年9月に完成予定。②春立庁舎は城北消防本部が入り業務を開始し、春立庁舎については空きスペースが活用された。	日報管理による業務量の算定を本格的に実施し、その結果を踏まえた組織や職員数の見直しを進める。事務事業評価における積極的な改善の把握に努める。	

坂井市100の改革 取り組み状況の概要

番号	行政改革の取り組み事項	H18.3.20(合併直後)		区分	取り組み状況の概要
		現状及び問題点	実施目標		
77	窓口サービスの手続きを集約したワンストップサービスの充実	複数の窓口で行われている。出生・転入などの申請・届出手続きについて、市民より負担軽減が求められている。	総合窓口の設置について検討し、平成21年度にワンストップサービスを実施する。	計画	H23年4月の本庁・坂井総合支所の統合に伴い、本庁・隣に市民窓口機能(住民・年金・保険・母子)を統合させる。現状における建物、電算機器、組織という環境での最大のワンストップ化を図る。
81	経常収支比率の改善	厳しい財政状況の中、扶助費や公債償還等の事務的経費が増加し、平成17年度決算では経常収支比率が90.9%、平成18年度決算では92.9%となり、財政の悪化が進行している。	平成23年度末での経常収支比率を85%~90%とする。	実績	【借入の確保】①市営収入の確保(コンビニ収納、滞納整理の強化)②未利用市有財産の有効活用(積極的な売却など)③有料広告収入等自主財源の確保【歳入の削減】①定員適正化計画に基づき人員削減の抑制②事務事業評価システムの活用による事務事業の再構築③特別会計等の繰出金の見直し④普通建設事業等の精査・見直し
82	起債借入れの見直し	平成17年度一般会計決算で1割を占める公債費(起債残高295億円)に對して、借金をこれ以上増やさず、起債借入れの見直しが必要である。	平成23年度末での起債残高を合併時の295億円以下とする。	計画	重要課題である小中学校耐震補強・改修工事が、H22年度から本格化し、今後は起債借入額が大幅に増える見込みであるため、事業が終了する予定のH27年度まで、毎年の借入額を元金返済額以下とすることは困難が予想される。交付税算入等の優良起債の借入れや借入れ時期の見極めによる利息の軽減を図ることによって財政の健全化を図っていく。
86	受益者負担の適正化	行政サービスに対する受益者負担について、負担基準が受益に見合うものかどうか検討し、また減免とされている基準(指標)についても明確化する必要がある。	受益者負担のあり方について検討し、平成23年度より公共料金等の見直しを実施する。	実績	公共施設の見直しにおける各施設の運営コスト、利用状況等の実態把握と分析、課題等を洗い出し受益者負担の適正化を策定する。受益者負担の適正化を推進する。受益者負担の適正化を推進する。受益者負担の適正化を推進する。受益者負担の適正化を推進する。
89	市税、公共料金等の取納強化	累積する市税、公共料金の滞納額の解消と市民間の公平性確保が必要である。	平成23年度末までに、市税滞年徴収率を90.0%以上とする。 (平成18年度末98.42%) 平成23年度末までに、国保滞年徴収率を95.0%以上とする。 (平成18年度末94.86%)	計画	徴収滞り員を本庁で一括管理し業務の統一や対象者情報を把握する。滞納整理困難事例の対応策として、1年度内滞り員を本庁で一括管理し業務の統一や対象者情報を把握する。滞納整理困難事例の対応策として、1年度内滞り員を本庁で一括管理し業務の統一や対象者情報を把握する。滞納整理困難事例の対応策として、1年度内滞り員を本庁で一括管理し業務の統一や対象者情報を把握する。
93	経常経費(光熱水費等)の削減	これまでも経費削減に取り組んできたが、さらなる職員の意識改革と徹底した取り組みが必要である。	経費削減意識の徹底を図り、平成23年度末までに経常経費を10%削減する。	実績	H21年度に実施した「省エネ診断」(本庁舎・春江総合支所の結果をもとに本庁舎に「省エネ電力測定」のために「省エネ」を設置する。また職員に経費削減の意識をさらに浸透させ、光熱水費の削減を図っていく。(A)暖房の適切な温度管理等)H23年度は、東日本大震災により全庁的な省エネ対策を実施する。
97	下水道の接続促進	下水道の整備状況に對して普及率が低く、汚水処理などの維持管理に要する経費が使用料でやり繰りできていない。	平成23年度末までに、公共下水道水洗化率を90.0%以上とする。 (平成18年度末84.0%) 平成23年度末までに、農業集落排水水洗化率を100.0%とする。 (平成18年度末90.4%)	計画	1年以内の対策者は、当初受益者負担金の通知と併せて接続依頼を同封(年末に再度送付)。8月~9月を自覚に水洗化促進期間を設定して、上下水道部全員による個別訪問を実施。下水道の日での普及啓発活動の実施。新たな水洗化促進方策の検討。接続率が80%以下となっている地区を重点的に職員が個別訪問して接続を促す。
99	国民健康保険特別会計の財源確保の強化	景気の低迷により所得が低下している状況の中で、医療費が増加しているため、国民健康保険特別会計の運営に支障をきたしている。増収を見込み税率の改正を行わなければならない。	医療費適正化対策の充実を促進させ、医療費削減し国保料の増収を図る。	実績	特定健診の受診率向上に向け、3年以上特定健診を受診していない加入者約3,000人に対し、直接電話で案内。受診を勧誘するためのコールセンターを設置する。受診結果を把握し、健康運動指導士、管理栄養士による健康教室を開催する。H20年度に国保料率を下げたことから赤字経営が続いていることから、必要な観点において税率改正を実施する。